

帰還困難区域（富岡町）から避難した申立人について、避難先で就職したアルバイトでの収入額を控除し、平成27年3月分から平成28年2月分までの就労不能損害が賠償された事例。

1175

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（平成28年4月1日以降は東京電力ホールディングス株式会社。以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

#### 記

損害項目 ア 就労不能損害（X2） 59万6976円  
（期間 自 平成27年3月1日  
至 平成28年2月29日）

### 2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目に対する和解金として、申立人らに対し、前項の合計金59万6976円の支払義務があることを認める。

### 3 過払金清算について

申立人らは、被申立人が申立人らに対し、申立人X2の就労不能損害について32万7833円が過払であったことを認める。

申立人らは、この過払金32万7833円について、第2項記載の和解金59万6976円と清算することを認める。

### 4 支払方法

（省略）

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 6 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有す

るものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償  
紛争解決センターに交付する。

平成28年3月30日

(仲介委員 川村延彦)